

別添 飲用井戸等に係る水質検査の頻度及び項目

(令和8年4月1日施行による)

番号	項目名	基準値 単位:mg/l	定期水質検査			給水開始前
			飲料水供給施設		一般飲用井戸 業務用飲用井戸	
			3ヶ月以内ごとに1回	5年以内ごとに1回	1年以内ごとに1回	
1	一般細菌	100個/ml	○	○	○	○
2	大腸菌	検出されないこと	○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物	0.003		○		○
4	水銀及びその化合物	0.0005		○		○
5	セレン及びその化合物	0.01		○		○
6	鉛及びその化合物	0.01		○		○
7	ヒ素及びその化合物	0.01		○		○
8	六価クロム化合物	0.02		○		○
9	亜硝酸態窒素	0.04	○	○	○	○
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01		○		○
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	○	○	○	○
12	フッ素及びその化合物	0.8		○		○
13	ホウ素及びその化合物	1.0		○		○
14	四塩化炭素	0.002	△	○	△	○
15	1,4-ジオキサン	0.05	△	○	△	○
16	シス-1,2-ジクロロエチレン トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	△	○	△	○
17	ジクロロメタン	0.02	△	○	△	○
18	テトラクロロエチレン	0.01	△	○	△	○
19	トリクロロエチレン	0.01	△	○	△	○
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸	0.00005		○		○
21	ベンゼン	0.01	△	○	△	○
22	塩素酸	0.6	△	No.22~32 消毒副生成物 消毒を行っている 場合に実施	△	No.22~32 消毒副生成物 消毒を行っている 場合に実施
23	クロロ酢酸	0.02				
24	クロロホルム	0.06				
25	ジクロロ酢酸	0.03				
26	ジブロモクロロメタン	0.1				
27	臭素酸	0.01				
28	総トリハロメタン	0.1				
29	トリクロロ酢酸	0.03				
30	ブロモジクロロメタン	0.03				
31	ブロモホルム	0.09				
32	ホルムアルデヒド	0.08				
33	亜鉛及びその化合物	1.0		○	○	
34	アルミニウム及びその化合物	0.2		○	○	
35	鉄及びその化合物	0.3	○	○	○	
36	銅及びその化合物	1.0		○	○	
37	ナトリウム及びその化合物	200		○	○	
38	マンガン及びその化合物	0.05		○	○	
39	塩化物イオン	200	○	○	○	
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	○	○	○	
41	蒸発残留物	500		○	○	
42	陰イオン界面活性剤	0.2		○	○	
43	ジェオスミン	0.00001		△	△	
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001		△	△	
45	非イオン界面活性剤	0.02		○	○	
46	フェノール類	0.005		○	○	
47	有機物(全有機炭素の量)	3	○	○	○	
48	pH値	5.8~8.6	○	○	○	
49	味	異常でない	○	○	○	
50	臭気	異常でない	○	○	○	
51	色度	5度以下	○	○	○	
52	濁度	2度以下	○	○	○	

○ 必須項目

△ 必要に応じて実施する項目

43及び44については、湖沼等水が停滞しやすい表流水を水源としない場合には省略することができる。